



## 一、相关新法令、新政策

### 1 [关于下放增值税专用发票最高开票限额审批权限的通知](#)

【发布单位】国家税务总局  
 【发布文号】国税函〔2007〕918号  
 【发布日期】2007-08-28  
 【实施日期】2007-09-01  
 【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/6440108.html>

### 1 [关于调整核定征收企业所得税应税所得率的通知](#)

【发布单位】国家税务总局  
 【发布文号】国税发〔2007〕104号  
 【发布日期】2007-08-30  
 【实施日期】2007-01-01  
 【提示】根据该通知：  
 n 国家税务总局《关于印发〈核定征收企业所得税暂行办法〉的通知》（国税发〔2000〕38号）规定的应税所得率调整如下：

调整后的行业分类	调整前对应的行业分类	调整后的应税所得率(%)	调整前对应的应税所得率(%)
农、林、牧、渔业	其他行业	3-10	10-30
制造业	工业、交通运输业、商业	5-15	7-20
批发和零售贸易业	工业、交通运输业、商业	4-10	7-20
交通运输业	工业、交通运输业、商业	7-15	7-20
建筑业	建筑业、房地产开发业	8-20	10-20
饮食业	饮食服务业	8-25	10-25
娱乐业	娱乐业	15-30	20-40
其他行业	其他行业	10-30	10-30

n 房地产开发企业按照国家税务总局《关于房地产开发业务征收企业所得税问题的通知》（国税发〔2006〕31号）的有关规定执行。  
 n 各地国家税务局、地方税务局结合本地实际情况，在该通知规定的应税所得率范围内联合确定本地区的具体应税所得率，并报国家税务总局备案。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：  
[关于调整核定征收企业所得税应税所得率的通知](#)

## 一、関連する新法令、新政策

### 1 [增值税專用伝票の最高発行限度額の審査批准権限を委譲することについての通知](#)

【発布機関】国家税務総局  
 【発布番号】国税函〔2007〕918号  
 【発布日】2007-08-28  
 【施行日】2007-09-01  
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/6440108.html>

### 1 [企業所得税課税所得率計算徴収方法を調整することについての通知](#)

【発布機関】国家税務総局  
 【発布番号】国税発〔2007〕104号  
 【発布日】2007-08-30  
 【施行日】2007-01-01  
 【コメント】本通知によると次の通りである。  
 n 国家税務総局の「『企業所得税計算徴収暫定弁法』を印刷配布することについての通知」（国税発〔2000〕38号）の定める課税所得率を次のように調整する。

調整後の業種分類	調整前の対応する業種分類	調整後の課税所得率(%)	調整前の対応する課税所得率(%)
農、林、牧、漁業	その他の業種	3-10	10-30
製造業	工業、交通輸送業、商業	5-15	7-20
卸売および小売貿易業	工業、交通輸送業、商業	4-10	7-20
交通輸送業	工業、交通輸送業、商業	7-15	7-20
建築業	建築業、不動産開発業	8-20	10-20
飲食業	飲食サービス業	8-25	10-25
娯楽業	娯楽業	15-30	20-40
その他の業種	その他の業種	10-30	10-30

n 不動産開発企業は国家税務総局の「不動産開発業務の企業所得税徴収問題についての通知」（国税発〔2006〕31号）の関係規定に基づき執行する。  
 n 各地の国家税務総局、地方税务局は本地域の実情とあわせ、本通知に定める課税所得率の範囲内で本地域の具体的な課税所得率を共同で確定し、また国家税務総局に申告し届出る。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/6438523.html>  
关于印发《核定征收企业所得税暂行办法》的通知  
<http://www.chinatax.gov.cn/viewlaw.jsp?code=200309241005307741>  
关于房地产开发业务征收企业所得税问题的通知  
<http://www.chinatax.gov.cn/viewlaw.jsp?code=200603131434232512>

企業所得稅課稅所得率計算徵收方法を調整することについての通知  
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/6438523.html>  
「企業所得稅計算徵收暫定弁法」を印刷配布することについての通知  
<http://www.chinatax.gov.cn/viewlaw.jsp?code=200309241005307741>  
不動産開發業務の企業所得稅徵收問題についての通知  
<http://www.chinatax.gov.cn/viewlaw.jsp?code=200603131434232512>

## I 关于公布商品归类磋商与质疑程序的公告

【发布单位】海关总署  
【发布文号】海关总署公告 2007 年第 51 号  
【发布日期】2007-09-14  
【实施日期】2007-09-14  
【提示】根据该公告：  
n 进出口货物收发货人及其代理人因进出口货物的商品归类与海关发生争议，包括在货物实际进出口前、通关过程中、货物放行后等阶段，可以向海关申请进行磋商。  
n 海关对商品归类有疑问的，包括在货物实际进出口前、通关过程中、货物放行后等阶段，可以提出质疑，由进出口货物收发货人及其代理人作进一步说明。  
n 通过商品归类磋商与质疑程序无法解决的商品归类争议，应当依照有关法律、行政法规及海关规章的规定处理。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www1.customs.gov.cn/Default.aspx?TabID=433&InfoID=81753&SettingModuleID=1147>

## I 关于调整金融机构人民币存贷款基准利率的通知

【发布单位】中国人民银行  
【发布文号】银发〔2007〕338 号  
【发布日期】2007-09-14  
【实施日期】2007-09-15  
【提示】根据该通知，中国人民银行决定自 2007 年 09 月 15 日起上调金融机构人民币存贷款基准利率，详细调整表如下：

## I 商品分类の協議および質疑手続を公布することについての公告

【発布機関】税関総署  
【発布番号】税関総署公告 2007 年第 51 号  
【発布日】2007-09-14  
【施行日】2007-09-14  
【コメント】本公告によると次の通りである。  
n 輸出入貨物の荷受人荷送人およびその代理人が輸出入する貨物の商品の分類のために税関と争議が生じた場合、貨物を実際に輸出入する前、通関手続き中、貨物の通関許可後の段階のいずれの場合も、税関に対し協議を行うための申請をすることができる。  
n 税関は商品の分類に疑問をもった場合、貨物を実際に輸出入する前、通関手続き中、貨物の通関許可後の段階のいずれの場合も、質疑することができ、輸出入する貨物の荷受人荷送人およびその代理人はさらなる説明を行う。  
n 商品の分類についての協議および質疑手続を通しても解決できない商品分類の争議は、関係する法律、行政法規および税関規則の規定に従い処理しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www1.customs.gov.cn/Default.aspx?TabID=433&InfoID=81753&SettingModuleID=1147>

## I 金融機関の人民元の預貸金の基準金利を調整することについての通知

【発布機関】中国人民銀行  
【発布番号】銀發〔2007〕338 号  
【発布日】2007-09-14  
【施行日】2007-09-15  
【コメント】本通知によると、中国人民銀行は 2007 年 9 月 15 日より金融機関の人民元の預貸金の基準金利の引き上げを決定し、詳細な調整内容は下表の通りである。

金融机构人民币存贷款基准利率调整表 单位：%		
项目	调整前利率	调整后利率
<b>一、城乡居民和单位存款</b>		
(一) 活期存款	0.81	0.81
<b>(二) 整存整取定期存款</b>		
三个月	2.61	2.88
半年	3.15	3.42
一年	3.60	3.87
二年	4.23	4.50
三年	4.95	5.22
五年	5.49	5.76
<b>二、各项贷款</b>		
六个月以下 (含六个月)	6.21	6.48
六个月至一年 (含一年)	7.02	7.29
一至三年(含三年)	7.20	7.47
三至五年(含五年)	7.38	7.65
五年以上	7.56	7.83

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&id=2369>

#### I 关于调整个人住房公积金存贷款利率的通知

【发布单位】建设部  
 【发布文号】建金管〔2007〕225号  
 【发布日期】2007-09-14  
 【实施日期】2007-09-15  
 【提示】根据中国人民银行有关规定，建设部决定自2007年9月15日起对个人住房公积金存贷款利率作如下调整：

个人住房公积金存贷款利率调整表 单位：%		
项目	调整前利率	调整后利率
<b>一、个人住房公积金存款</b>		
当年缴存	0.81	0.81
上年结转	2.61	2.88
<b>二、个人住房公积金贷款</b>		
五年以下 (含五年)	4.59	4.77
五年以上	5.04	5.22

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.cin.gov.cn/zcfg/jswj/fdcy/200709/t20070914\\_123896.htm](http://www.cin.gov.cn/zcfg/jswj/fdcy/200709/t20070914_123896.htm)

金融機関による人民元の預貸金の基準金利調整表 単位：%		
項目	調整前の金利	調整後の金利
<b>一、都市と農村の住民および法人の預金</b>		
(一) 普通預金	0.81	0.81
<b>(二) 定期預金</b>		
三ヶ月	2.61	2.88
半年	3.15	3.42
一年	3.60	3.87
二年	4.23	4.50
三年	4.95	5.22
五年	5.49	5.76
<b>二、各項の貸付金</b>		
六ヶ月以下 (六ヶ月含む)	6.21	6.48
六ヶ月～一年まで (一年含む)	7.02	7.29
一～三年(三年含む)	7.20	7.47
三～五年(五年含む)	7.38	7.65
五年以上	7.56	7.83

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&id=2369>

#### I 個人住宅積立金の預貸金利の調整についての通知

【発布機関】建設部  
 【発布番号】建金管〔2007〕225号  
 【発布日】2007-09-14  
 【施行日】2007-09-15  
 【コメント】中国人民銀行の関係規定に基づき、建設部は2007年9月15日より個人の住宅積立金の預貸金利を次の通り調整することを決めた。

個人住宅積立金預貸金利調整表 単位：%		
項目	調整前の金利	調整後の金利
<b>一、個人住宅積立金預金</b>		
今年度貯蓄	0.81	0.81
前年度繰越	2.61	2.88
<b>二、個人住宅積立金貸付金</b>		
五年以下 (五年含む)	4.59	4.77
五年以上	5.04	5.22

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.cin.gov.cn/zcfg/jswj/fdcy/200709/t20070914\\_123896.htm](http://www.cin.gov.cn/zcfg/jswj/fdcy/200709/t20070914_123896.htm)

I **关于开展危险化学品登记工作的通知**

【发布单位】上海市安全生产监督管理局  
 【发布文号】沪安监管危化〔2007〕140号  
 【发布日期】2007-09-19  
 【提示】该通知对上海市开展危险化学品登记事宜进行了规定：

危险化学品登记范围	列入《危险化学品名录》（2002版）和《剧毒化学品目录》（2002版）中的化学品。
登记单位范围	生产和储存危险化学品的单位、使用剧毒化学品和使用其他危险化学品数量构成重大危险源的单位。
登记内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 生产、储存、使用危险化学品单位的基本情况；</li> <li>- 生产、储存、使用危险化学品的品种、数量、生产能力、年需要量、最大储量；</li> <li>- 化学品安全技术说明书和化学品安全标签；</li> <li>- 新化学品和危险性不明化学品的危险性鉴别和评估报告；</li> <li>- 应急咨询服务电话等。</li> </ul>
登记程序	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 网上注册：登记单位进行网上（<a href="http://www.nrcc.com.cn">http://www.nrcc.com.cn</a>）注册；</li> <li>- 网上登记：注册信息经审核后，登记单位通过危险化学品登记信息管理系统网络版（<a href="http://www.nrcc.com.cn">http://www.nrcc.com.cn</a>）登记软件填写登记内容；</li> <li>- 审核：包括上海市化学品登记注册办公室初审和国家安全生产监督管理总局化学品登记中心复核；</li> <li>- 上报材料：登记单位按规定上报纸质文件；</li> <li>- 发证：电子材料与纸质文件审查完成后，登记部门将发放登记证书；</li> <li>- 备案：国家安全生产监督管理总局化学品登记中心将已登记的单位及已登记的危险化学品名称及其登记编号汇总上报国家安监总局备案。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.shsafety.gov.cn/platformData/infoplat/pub/ajj\\_13/docs/200709/d\\_100913.html](http://www.shsafety.gov.cn/platformData/infoplat/pub/ajj_13/docs/200709/d_100913.html)

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

I **危险化学品登记作业を実施することについての通知**

【発布機関】上海市安全生产监督管理局  
 【発布番号】滬安监管危化〔2007〕140号  
 【発布日】2007-09-19  
 【コメント】本通知は上海市が危险化学品登記事項を実施することについて規定を設けている。

危险化学品登記範囲	「危险化学品名録」(2002版)および「劇毒化学品目録」の中に入る化学品。
登記法人の範囲	危险化学品を製造し、貯蔵する法人、劇毒化学品およびその他の危险化学品を使用する数量が重大な危険源を構成する法人。
登記内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 危险化学品を製造し、貯蔵し、使用する法人の基本状況。</li> <li>- 製造し、貯蔵し、使用する危険化学品の種類、数量、生産能力、年間需要量、最大貯蔵量。</li> <li>- 化学品の安全技術説明書および化学品安全ラベル。</li> <li>- 新たな化学品および危険性が明らかでない化学品の危険性の鑑別および評価報告。</li> <li>- 緊急時の相談サービス電話等。</li> </ul>
登記手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>- オンライン登録：登記法人はオンライン（<a href="http://www.nrcc.com.cn">http://www.nrcc.com.cn</a>）で登録を行う。</li> <li>- オンライン登記：情報を登録し、審査を受けた後、登記法人は危险化学品登記情報管理システムオンライン版（<a href="http://www.nrcc.com.cn">http://www.nrcc.com.cn</a>）を通じソフトウェアを登記し、登記内容を記入する。</li> <li>- 審査：上海市化学品登記登録弁公室による初回の審査と国家安全生产監督管理総局化学品登記センターによる再審査を含む。</li> <li>- 資料の提出：登記法人は規定に従い紙面書類を提出する。</li> <li>- 証書の発行：電子書類と紙面書類の審査が終了した後、登記部門は登記証書を交付する。</li> <li>- 届出：国家安全生产監督管理総局化学品登記センターは登記済みの法人および登記済みの危险化学品名称およびその登記番号をまとめ、国家安全生产監督管理総局に届出る。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.shsafety.gov.cn/platformData/infoplat/pub/ajj\\_13/docs/200709/d\\_100913.html](http://www.shsafety.gov.cn/platformData/infoplat/pub/ajj_13/docs/200709/d_100913.html)

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、相关新信息

### I 《电子废物污染防治管理办法》原则通过

近日,国家环保总局局务会议审议并原则通过了《电子废物污染防治管理办法》等。该办法提出严格实行环境影响评价制度及经营单位名录公示制度,加强对固体废物全程管理,对电子废物拆解、利用和处置等各个环节的日常监管和技术规范提出了具体要求,对生产者责任延伸制度作了原则规定等。

(摘自 2007 年 09 月 10 日国家环境保护总局网站)

### I 中国拟设日本中小企业投资园区

为吸引日本中小企业在中国投资发展,中国政府考虑在一些条件成熟的省市、或者国家级经济技术开发区内,划出一个比较小的区域专门承接日本中小企业的投资,提供有针对性的服务。

中国商务部已经会同有关省份探讨建立日本中小企业工业或科技园。并要求当地政府,包括国家级开发区管理委员会和投资促进机构,设立一站式投资服务中心,进一步完善日本中小企业在华的投资环境。

(摘自 2007 年 09 月 20 日《21 世纪经济报道》)

### I 中国启动机电进出口企业信用等级评价工作

2007 年 09 月 19 日,中国机电产品进出口商会宣布,在全国机电进出口行业开展企业信用等级评价。

评价范围	从事机电产品进出口行业的所有会员企业,分大型单机、成套设备行业和一般机电产品两类进行评价。
评价内容	综合素质指标、管理潜力指标、竞争力指标、信用记录指标四个方面。
评价结果	分为 ABC 三等,下设九级,同时对于无法评级的企业统归为 NR 级。
评价结果有效期	有效期为 3 年,每年进行一次复查。

## 二、関連する新情報

### I 「電子廃棄物環境汚染防止管理弁法」が原則可決される

先頃、国家環境保護総局局務會議で審議が行われ、「電子廃棄物環境汚染防止管理弁法」等が原則可決された。本弁法は環境アセスメント制度および取扱企業の名簿公開制度を厳格に実施することを掲げ、固形廃棄物の全過程の管理を強化し、電子廃棄物の解体・利用および処置等の各段階での日常的な監督管理および技術規範について具体的な要求を提示し、生産者の責任延伸制度についての原則的な規定等を設けている。

(2007 年 9 月 10 日付の国家環境保護総局ウェブサイトより抜粋)

### I 中国は日本の中小企業投資園區を設立する予定である

中国で投資し発展するよう日本の中小企業を誘致するため、中国政府は一部の条件が成熟した省市あるいは国家级经济技术开发区内に、やや小規模の区域を割り当てて日本の中小企業の投資を専門に受け、焦点を絞ったサービスを提供することを検討している。

中国商務部はすでに関係する省と一緒に日本の中小企業工業又は科技园を建設することを検討しており、同時に当地の政府に対し、国家级开发区管理委员会および投資促進機構を含めたワンストップ化した投資サービスセンターを設立し、日本の中小企業の中国での投資環境をさらに完備させるよう求めている。

(2007 年 9 月 20 日付の「21 世紀經濟報道」より抜粋)

### I 中国は機電製品の輸出入企業の信用等级評価作業を開始する

2007 年 9 月 19 日、中国機電製品輸出入商会は、全国機電輸出入業界で企業の信用等级評価を実施すると発表した。

評価範囲	機電製品の輸出入業を取り扱うすべての会員企業は、大型単機械、プラント業および一般機電製品の 2 種類にわけて評価する。
評価内容	総合資質指数、管理潜在能力指数、競争力指数、信用記録指数の 4 つの分野。
評価結果	ABC の 3 等級に分け、その下に 9 つのランクを設けると同時に、評価できない企業は NR ランクとする。
評価結果有効期間	有効期間は 3 年とし、毎年 1 回再検査を実施する。

此前，商务部有关负责人表示，商务部今后会考虑在重要商品的进出口贸易协调中，把一些政府优惠项目优先推荐给有良好信用记录的企业，并逐步明确把企业信用情况纳入资质标准的审核范围。

(摘自 2007 年 09 月 19 日新华网)

## I 《中华人民共和国水污染防治法（修订草案）》征求意见

近日，全国人大常委会办公厅向社会公布了《中华人民共和国水污染防治法（修订草案）》，广泛征求意见。该修订草案强化了重点水污染物排放总量控制制度、加大了对违法行为的处罚力度、禁止在饮用水水源保护区内设置排污口、全面推行水污染物排放许可制度等。

查阅《中华人民共和国水污染防治法（修订草案）》全文，请点击以下网址：  
<http://npc.people.com.cn/GB/6223746.html>

(里兆律师事务所 2007 年 09 月 21 日整理制作)

## I 职工（代表）大会在企业规章制度制定中的作用

2007 年 06 月 29 日通过的《劳动合同法》将于 2008 年 01 月 01 日起正式实施，该法赋予了职工（代表）大会在企业规章制度制定过程中的参与权。规章制度的制定是企业无法回避的事项，而实践中外商投资企业建立职工（代表）大会制度的情况比较少见，对于职工（代表）大会这一形式比较陌生。因此，本文将通过对职工（代表）大会这一形式保证规章制度制定程序合法的问题作一简要分析。

### 一、关于制定规章制度的民主程序

企业制定规章制度需要经过民主程序，并不是《劳动合同法》的新规定。2001 年 04 月实施的最高人民法院《关于审理劳动争议案件适用法律若干问题的解释》第十九条规定：“用人单位根据《劳动法》第四条之规定，通过民主程序制定的规章制度，不违反国家法律、行政法规及政策规定，并已向劳动者公示的，可以作为人民法院审理劳动争议案件的依据。”该司法解释规定了只有“经过民主程序制定”的规章制度才可能成为审理的依据。但是对于“民主程序”具体是怎样的程序，该司法解释没有明确规定。

先日、商務部の関係する責任者は、商務部は今後重要な商品の輸出入貿易を調整する過程において一部の政府優遇プロジェクトを信用記録が良好な企業に先に推薦するようし、また企業の信用状況を資格基準の審査範囲にはっきりと組み入れていくことを検討すると述べた。

(2007 年 9 月 19 日付の新華網ウェブサイトより抜粋)

## I 「中華人民共和国水質汚染防止法（改正草案）」が意見を募集する

先頃、全国人民代表大会常務委員会弁公庁は社会一般に向けて「中華人民共和国水質汚染防止法（改正草案）」を公布し、広く意見を募集することとなった。本改正草案は重点水質汚染物排出総量制御制度を強化し、違法行為に対する処罰を強め、飲用水の水源保護区域内に汚染物排出口を設置することを禁止し、水質汚染物の放出許可制度を全面的に推し進めるものである。

「中華人民共和国水質汚染防止法（改正草案）」の全文をご覧になる場合、下記 URL をクリックしてください。  
<http://npc.people.com.cn/GB/6223746.html>

(里兆法律事務所が 2007 年 9 月 21 日付で作成)

## I 従業員（代表）大会が企業規則制度の制定過程で果たす役割

2007 年 6 月 29 日に可決された「労働契約法」が 2008 年 1 月 1 日より正式に施行されるが、本法は従業員（代表）大会に企業規則制度の制定過程での参与権を付与している。規則制度の制定は、企業のマネジメントで回避することのできない事項であり、実践においては外商投資企業が従業員（代表）大会の制度を制定する状況は少なく、従業員（代表）大会というこの形式についてはやや不慣れである。したがって、本文では従業員（代表）大会というこの形式を通じて規則制度の制定手続の合法性を保つことについて簡潔に分析する。

### 一、規則制度を制定するための民主的な手続について

企業が規則制度を制定するために民主的な手続を踏まなければならないことは、「労働契約法」で新たに規定されたわけではない。2001 年 4 月に施行された最高人民法院の「労使紛争案件の審理で適用する法律の若干の問題についての解釈」第十九条では次のように規定している。「雇用主は『労働法』第四条の規定に従い、民主的な手続を通じて制定した制度が、国の法律、行政法規および政策の規定に違反せず、また労働者に公示済みである場合、人民法院が労使紛争案件を審理する際の根拠とすることができる。」当該司法解释では「民主的な手続を通じて制定した」規則制度だ

对此,《劳动合同法》第四条明确规定,“用人单位在制定、修改或者决定有关劳动报酬、工作时间、休息休假、劳动安全卫生、保险福利、职工培训、劳动纪律以及劳动定额管理等直接涉及劳动者切身利益的规章制度或者重大事项时,应当经职工代表大会或者全体职工讨论,提出方案和意见,与工会或者职工代表平等协商确定。”因此,《劳动合同法》实施后,制定和修改符合《劳动合同法》第四条规定的企业规章制度的过程中,“经职工代表大会或者全体职工讨论”是一个必经的程序。

## 二. 关于职工(代表)大会制度的法律规定

职工(代表)大会是企业民主管理的一种形式,现行《公司法》第十八条规定,“公司依照宪法和有关法律的规定,通过职工(代表)大会或者其他形式,实行民主管理。”根据宪法和相关法律,国有企业和集体所有制企业必须实行民主管理。1986年10月01日实施的《全民所有制工业企业职工代表大会条例》(以下简称“《职代会条例》”)是目前为止具体规范职工(代表)大会制度的效力最高的法律规定。

对非公有制企业,全国性的法律法规并没有对职工(代表)大会制度作出规定。目前,中国某些地方的地方性法规也规定,非公有制企业也必须建立职工(代表)大会制度,只是在职权上与国有企业和集体企业等公有制企业有所区别;某些地方通过政策性文件积极倡导非公有制企业建立职工(代表)大会制度,许多城市的政府部门或工会发布了类似的文件。虽然上述文件的法律效力不尽相同,而且根据各地不同的实际情况作出了不同的规定,但基本上参照了《职代会条例》的规定,对实践中非公有制企业建立职工(代表)大会制度具有指导意义。

## 三. 关于职工(代表)大会的几个问题

目前,中国各地方对非公有制企业的职工代表大会制度的规定各不相同。以下,律师主要以上海市总工会2007年06月发布的《上海市非公有制企业职工(代表)大会工作规范》(以下简称“《工作规范》”)为例,简要介绍企业在制定规章制度时需要注意的、有关职工(代表)大会的几个问题。

けを審理の根拠とすることができると定めている。ただし、「民主的な手続」が具体的にどのような手続なのかについて、当該司法解釈は明確には定めていない。

これについて、「労働契約法」第四条では次のように明確に定めている。「雇用主が労働報酬、勤務時間、労働の安全と衛生、保険福利、従業員の研修、労働規律および労働ノルマ管理等の労働者の利益と密接な関わりのある規則制度又は重大事項を制定し、改正しあるいは変更する場合、従業員代表大会又は従業員全体の討議を経て、方案と意見を出し、労働組合又は従業員代表と平等な協議を行い確定する。」したがって、「労働契約法」の施行後、「労働契約法」第四条に定める企業規則制度を制定し、改正する過程で、「従業員代表大会又は従業員全体の討議を経ること」は避けて通ることのできない手順なのである。

## 二. 従業員(代表)大会制度の法律规定について

従業員(代表)大会は企業の民主的なマネジメントの1種の形式であり、現行の「会社法」第十八条では「会社は憲法と関係する法律の規定に従い、従業員(代表)大会又はその他の形式を通じて、民主的な管理を実施する。」と定めている。憲法と関係する法律に基づき、国有企業と集団所有制企業は民主的な管理を実施しなければならない。1986年10月1日に施行された「全民所有制工业企业従業員代表大会条例」(以下「『従業員代表大会条例』」)というが従業員(代表)大会制度を具体的に規律化した、現時点で効力が最も高い法律の規定である。

非公有制企業に対し、全国的な法律法规では従業員(代表)大会制度について規定を設けてはいない。今日、中国の一部の地域の地方性法規でも、非公有制企業も必ず従業員(代表)大会制度を制定しなければならないと規定しており、ただ職権上において国有企業および集団企業等の公有制企業と区別しているだけである。一部の地域は政策性文書を通じて非公有制企業が従業員(代表)大会制度を制定するよう積極的に提唱しており、数多くの都市の政府部門又は労働組合は類似した文書を公布している。上述の文書の法的効力は同じではなく、地域ごとの異なる実情に基づき異なる規定を設けているのだが、基本的には「従業員代表大会条例」の規定を参照しており、実践の中で非公有制企業が従業員(代表)大会制度を制定するうえで指導的な意味合いをもっている。

## 三. 従業員(代表)大会のいくつかの問題について

現在、中国の各地域では非公有制企業の従業員代表大会制度に対する規定はそれぞれ異なる。以下、主に上海市総労働組合が2007年6月に発布した「上海市非公有制企業従業員(代表)大会作業規範」(以下「『作業規範』」)を例にとり、企業が規則制度を制定する際に注意しなければならない、従業員(代表)大会についての幾つかの問題を簡潔にご紹介する。



## 1. 企业规模与代表人数

企业按照职工总人数划分大型企业和小型企业。小型企业应当召开全体职工大会，大型企业可以实行职工代表大会制度。各地划分大型企业和小型企业的标准不同，《工作规范》规定，100 人以上的企业应实行职工代表大会制度；50 人以下的企业应实行职工大会制度；50~100 人的企业一般实行职工大会制度，如有特殊情况，经上级工会批准，也可实行职工代表大会制度。对实行职工代表大会制度的企业，职工代表人数有以下的要求：

职工总人数	代表人数
100~500	30~80
501~1000	80~130
1001~2000	130~180
2000 以上	180~300

## 2. 职工代表的产生与构成

职工代表应通过选举产生，企业可以在企业内部划分不同的选区。《工作规范》规定，选举时，应有选区全体职工三分之二以上参加，并获得应到职工人数过半数赞成票，方可当选为职工代表。职工代表的构成需要注意以下几个方面：

- (1) 享有政治权利的，与本企业建立劳动关系的经营管理者和职工，经选举产生均可当选为职工代表；
- (2) 职工代表人数不得少于 30 名，其中一线职工代表人数不低于 50%，担任中层以上领导职务（即，中层以上管理人员）的代表不超过 20%；
- (3) 青年职工代表和女职工代表应占适当比例；
- (4) 农民工较多的非公有制企业应有农民工职工代表。

## 3. 职工代表大会与工会的关系

《劳动合同法》第四条规定，在制定、修改或决定直接涉及劳动者切身利益的规章制度或重大事项时，经职工代表大会或者全体职工讨论，提出方案和意见后，需要“与工会或者职工代表平等协商确定”。根据相关规定，律师理解，对一个完整、健全的职工代表大会制度来说，工会是职工代表大会的工作机构，但是对于为了讨论规章制度而召开的临时性的职工代表大会来说，工会不是必须的。因此，即使没有工会，企业的规章制度经过职工代表大会或者全体职工大会讨论的程序，与职工代表协商后也可以确定。《劳动合同法》使用的“或者”这个词也印证了这一点。

## 1. 企業の規模と代表の人数

企業は従業員の総数に基づき大型企業と小型企業に分かれる。小型企業は従業員全体大会を招集しなければならず、大型企業は従業員代表大会制度を実施することができる。地域によって大型企業と小型企業を区別する基準は異なり、「作業規範」では、100 人以上の企業は従業員代表大会制度を実施しなければならず、50 人以下の企業は従業員大会制度を実施しなければならず、50~100 人の企業は通常は従業員大会制度を実施し、特殊な状況がある場合には、上級の労働組合の承認を受けて、従業員代表大会制度を実施することもできると定めている。従業員代表大会制度を実施する企業に対し、従業員代表の人数に関しては次の要求がある。

従業員総数	代表の人数
100~500	30~80
501~1000	80~130
1001~2000	130~180
2000 以上	180~300

## 2. 従業員代表の発生と構成

従業員代表は選挙を通じて発生することになっており、企業は企業内部に異なる選挙区を設けてもよい。「作業規範」では、選挙の際、選挙区の全従業員の 3 分の 2 以上が参加し、かつ参加すべき従業員数の過半数の賛成票を獲得してはじめて従業員代表を選出することができる」と定められている。従業員代表の構成には次の点に注意しなければならない。

- (1) 政治権利をもつ者であれば、本企业と労働関係を築く経営管理者と従業員は、選挙を通じて発生する場合、いずれも従業員代表として選出できる。
- (2) 従業員代表の人数が 30 名より少なくはならず、そのうちの一线の従業員代表の人数は 50%を下回ってはならず、中間職以上の責任者としての職務（即ち、中間職以上の管理者）を担当する代表は 20%を超えてはならない。
- (3) 青年従業員の代表と女子従業員の代表は適切な比率を占めていなければならない。
- (4) 農村からの出稼ぎ労働者が比較的多い非公有制企業は出稼ぎ労働者の従業員代表がいなくてはならない。

## 3. 従業員代表大会と労働組合との関係

「労働契約法」第四条では、労働者の利益に直接密接にかかわる規則制度又は重大事項を制定し、改正し、又は決定する場合、従業員代表大会又は従業員全体で討議し、方案と意見を提出した後、「労働組合又は従業員代表と平等な協議を通じて確定する」必要があると定めている。関係する規定によると、1つの完全かつ健全な従業員代表大会制度にとって、労働組合は従業員代表大会の作業機関であるが、規則制度について話し合うために招集された従業員代表大会にとっては、労働組合は必須ではない。したがって、労働組合がなかったとしても、企業の規則制度は従業員代表大会又は従業員全体大会の討論という手続を踏

目前,对于非国有控股的外商投资企业是否有义务建立完整、健全的职工代表大会制度,中国各地方的政府部门态度不一,律师认为,目前应当按照当地的有关规定执行。但是,《劳动合同法》施行后,企业在制定、修改或决定直接涉及劳动者切身利益的规章制度或重大事项时,为了符合程序上的要求,可以参照各地方关于职工代表大会制度的规定召开临时性的职工代表大会或全体职工大会。这样,在发生劳动纠纷时,企业可以更有力地证明规章制度制定过程中民主参与的程度,从而证明规章制度在程序上的有效性。

**备注:**

请点击以下网址, 查看相关法律的全文内容:

中华人民共和国劳动合同法

[http://www.gov.cn/ziliao/flfq/2007-06/29/content\\_669394.htm](http://www.gov.cn/ziliao/flfq/2007-06/29/content_669394.htm)

全民所有制工业企业职工代表大会条例

<http://www.ccels.com/newsdtl.asp?990>

上海市非公有制企业职工(代表)大会工作规范

<http://www.shzgh.org/renda/node5902/node5908/node6573/u1a1384304.html>

(里兆律师事务所 2007 年 09 月 21 日整理编写)

み、従業員代表と協議した後で確定することもできる。「労働契約法」が使用している「又は」という言葉もこの点を裏付けている。

現在、非国有支配の外商投資企業には完全かつ健全な従業員代表大会制度を制定する義務があるのかどうかについて、中国地方ごとの政府部門の見解は一致しておらず、現時点では当地の関係規定に従い執行しなければならないと思われる。ただし、「労働契約法」の施行後、企業が労働者の利益に直接密接にかかわる規則制度又は重大事項を制定し、改正し、又は決定する場合、手続き上の要求を満たすためにも、地域ごとの従業員代表大会制度についての規定を参照して一時的な従業員代表大会又は従業員全体大会を招集するとよい。そうすることで、労使紛争が発生した際に、企業は規則制度の制定過程での民主的な参与の度合をより有力に証明することができ、それによって規則制度の手続き上の有効性を証明することができる。

**備考:**

関係する法律の全文の内容をご覧になる場合、下記の URL をクリックしてください。

中華人民共和國労働契約法

[http://www.gov.cn/ziliao/flfq/2007-06/29/content\\_669394.htm](http://www.gov.cn/ziliao/flfq/2007-06/29/content_669394.htm)

全民所有制工業企業従業員代表大会条例

<http://www.ccels.com/newsdtl.asp?990>

上海市非公有制企業従業員(代表)大会作業規範

<http://www.shzgh.org/renda/node5902/node5908/node6573/u1a1384304.html>

(里兆法律事務所が 2007 年 9 月 21 日付で作成)